

令和6年度第1回伊賀市障がい者地域自立支援協議会 議事概要

日時：令和6年6月25日（火）

午後2時00分～午後4時10分

場所：伊賀市役所 5階 501会議室

○出席委員：吉輪康一・竹島和実・水谷展子・松田昌子・乾 光哉・寺田浩和
東構昌子・滝井 昇・船見雪絵・松島恵子・大西一幸・森田展代
榎本悠孝

○欠席委員：西尾尚子・松野明奈・小倉由守・石原智美・古川一司

○事務局：健康福祉部長（濱村昭）、健康福祉部生活支援担当次長（中西猛）、
障がい福祉課（稲垣真希子・井上京子・池住慎哉・小倉千尋・増山都子）、
障がい者相談支援センター（溝端輝広・宮川麻子）

○傍聴人：0名

（事務局）

ただいまから令和6年度第1回伊賀市障がい者地域自立支援協議会を開催いたします。議事が始まりますまで進行を勤めさせていただきます、障がい福祉課の稲垣でございます。よろしくお願いいたします。

この伊賀市障がい者地域自立支援協議会では、令和2年に策定をいたしました「第4次伊賀市障がい者福祉計画」及び「第6期伊賀市障がい福祉計画」の進捗状況の確認及び評価、そして今年度から始動します「第7期伊賀市障がい福祉計画」の指標確認を行う場として、みなさまにご協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【あいさつ】

（部長）

みなさま、こんにちは。健康福祉部の濱村でございます。

委員のみなさまには、お忙しい中、本年度、第1回目になります伊賀市障がい者地域自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この協議では、障がいがあっても地域で自立した生活を送るために地域における多様な支援課題等について、関係機関の代表としてお集りのみなさまと情報を共有したいと考えてございます。そして、地域の現状を踏まえた解決策に向けて、ご意見を伺うとともに、本年度の事業の取り組みや事業計画について、ご協議をお願いしたいと思っております。

また、「第6期伊賀市障がい者福祉計画」、「第2期伊賀市障がい児福祉計画」は令和5年度末をもって計画期間が終了いたしました。

引き続き、令和6年度から令和8年度までを対象に、「第7期伊賀市障がい者福祉

計画」、「第3期伊賀市障がい児福祉計画」を国の指針に基づいた支援の方向性や事業の目標を定めた計画として作成をいたしました。これらについてのご報告とともに、ご意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今年度は、障害福祉サービス等の報酬改定が進められており、これより、障がい者が望む地域生活の実現、継続を支援し、障がい者に対する専門的で質の高い支援体制の構築が目指されております。

伊賀市といたしまして、「誰もが自分らしく暮らせる町をつくる」この基本理念のもと、「第5次伊障がい者福祉計画」の策定に向けた取り組みを進めているところでございます。この実現に向けて、みなさまのご支援とお力添えを心よりお願いいたします。

本日は、限られた時間の中での議論となりますが、委員のみなさまの多様な視点からの貴重なご意見をお伺いしたく、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

この自立支援協議会は、伊賀市情報公開条例第24条に基づき、会議の公開を行いますことと、審議会等会議の公開に関する要綱第8条に基づく議事概要（会議記録）の作成のため、録音をさせていただきますことをご了承ください。また、発言の前にお名前をお願いします。

自立支援協議会の委員の任期は2年間で、みなさまには今年度から新たに2年間の任期で委員をお願いしてございます。当協議会の委員といたしまして、みなさまにお願いをさせていただき辞令でございしますが、既にみなさまのお席に置かせていただきまして、交付とさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、新しく今年度から委員をお願いさせていただいた方もおられますので、まず、各委員のみなさまに自己紹介をお願いしたいと思います。

- ・委員自己紹介
- ・事務局自己紹介

(事務局)

本日、ご出席いただいております委員は、18人中12人でございます。過半数に達しておりますので、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条の規定によりまして、本協議会は成立しております。

では、次に、事務局より配布資料の確認をさせていただきます。

- ・配布資料の確認

(事務局)

それでは、事項書に基づきまして、会長・副会長の選出をお願いしたいと思います。が、どのようにお取り計らいいたしましょうか。

(委員)

事務局一任で、よろしいかと思えます。

(事務局)

事務局一任とのご意見をいただきましたので、そうしましたら、会長につきましては榎本様に、副会長につきましては寺田様にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

それでは、昨年度に引き続きまして、会長は榎本様に、副会長は寺田様にお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条に基づき、会長である榎本様にお願いしたいと思えます。

なお、各委員の発言につきましては適宜時間を設けますので、挙手によりお名前とともにご発言いただきますようお願いいたします。

それでは榎本様、よろしく申し上げます。

(会長)

改めまして、みなさま、こんにちは。

指名により会長、そして本日の議長を務めます榎本です。

本協議会は、障がいをお持ちの方々がより豊かな生活を送るためにその支援を目的として活動しております。そのためには、多くの視点や意見や集め、現実には具体的な解決策というものを見つけ出していくことが重要と考えております。

今日は、みなさまの貴重なご意見をおうかがいし、それを基により良い支援を考えていきたいと思っております。自由に意見を交換し合い、建設的な議論を進めていくことができればと思っております。

どんな小さな意見でも構いませんので、どうぞご遠慮なく発言していただき、この場が良いアイデアが生み出される場ということになればと思っております。

最後に本日の議論が実り多いものとなりますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

(副会長)

改めまして、伊賀市社会福祉協議会の寺田と申します。

伊賀市の障がい者自立支援協議会は、非常に僕はまじめにやっていると思っております。本来の目的である、地域づくり、まちづくりというところまで来ているのかなと思えます。

初めてご参加の方もいらっしゃると思えます。それぞれの立場で、数字とかもいろ

いろいろあって、ごまかされがちになると思うのですが、見ていただいて疑問に感じたこと、違和感を感じたこと、それぞれの立場でおっしゃっていただくことが、さらにブラッシュアップにつながっていると思いますので、何か気づいたこととか有られたら、ほんとに「こう思うんやけど」と発言することが次のものに繋がっていくと思います。若干マンネリ化してきていることもあるかなと思いますので、みなさんが気づいたこと、真面目に部会の方が動いていただいたことが数字だったりとか、施策になってきていると思いますので、さらにみなさんのご意見を聞いていただいて、さらに伊賀市が良くなっていくということを目指しておりますので、何卒よろしく願いできたらと思います。

【事 項】

(会長)

それでは事項書に従いまして、議事の方を進めていきたいと思います。

事項書1「伊賀圏域障がい福祉連絡協議会・伊賀市障がい者地域自立支援協議会について、事務局から説明をお願いします。

- 1 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会・伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制について【資料1】
令和5年度の各専門部会からの報告について【資料2】
令和6年度の取組について【資料3】
～事務局より一括説明～

※(事務局)

伊賀圏域障がい福祉連絡協議会・伊賀市障がい者地域自立支援協議会の体制図について、各ワーキング(WG)の令和5年度実績及び令和6年度計画について説明。

・相談部会

事例検討を主に活動。学校との連携や多職種連携をテーマに議論を深めた。

・くらし部会(ヘルパー人材育成WG)

ヘルパー人材不足が大きな課題。顔の見える事業所間の関係づくりを目指し、情報共有や連携に取り組む。

令和6年度計画【資料3-①】に「さきがけシステム」の構築のための課題整理等を上げたが、昨年度中に課題整理し、実現不可と見解が出ているため訂正する。本年度はその課題を見据えて、活動方針の修正に取り組む。

・くらし部会(精神障がい地域包括ケアシステムWG)

国が推奨する支援システムの構築を目指す。地域移行については、グループホームで滞留し進まない状態であるため、グループホームやアパート仲介業者への意識調査を実施し、打開策について検討した。

令和6年度計画【資料3-②】に「システム構築を検討」と上げたが、検討は十分行ってきたため「構築する」に訂正する。

・就労部会（雇用啓発 WG）

令和5年度は企業訪問や、初の試みとして先進企業の見学会を実施した。令和6年度は訪問実施せず、これまでの実践結果や反省を踏まえて課題の再調整に取り組む。

・就労部会（事業所連絡会 WG）

就労系事業所間の関係構築を目的に、座談会やマルシェ、研修会の開催に取り組む。

（会長）

ただいまの説明についてご質問・ご意見等がある方は挙手をお願いします。

圏域部会の取組ということで、かなり盛沢山の計画、実施内容の説明がありました。伊賀名張圏域において、新しい方向性を探りながら取り組みを進めるということですが、いかがでしょうか。

（副会長）

相談部会について、毎月実施されたというのは本当に素晴らしいことだと思いました。その上で、伊賀市は本当に他市にはない連携協定を組んで相談支援の中心的役割を担っているの、相談部会の方でも意識をして活用いただきたい。相談部会の相談支援専門員は、こどもも入れたら1000件以上ケースを持っていると思う。その中で、例えば社会資源で何が足りていないのかという側面から提案をいただきたい。グループホームが足りないと言っているが、実は充足されているのではないのかという説もある。果たして、何が特定相談から見て課題なのか。例えば、途切れのない支援なのか。具体的に実際どのような課題があって、どのように対応して、どんなものがあつたらいいのかというところを、この場に挙げてきていただいて、ブラッシュアップできると良いと思います。

あと、圏域の方で、ヘルパー人材育成ワーキングに関しては、どこで終結させるのかという段階かと思っています。ここもヘルパーさんだけでなく、相談支援専門員の力を借り意見を聞いていくのも非常に良いと思いました。

くらし部会の精神障がい地域包括ケアシステムワーキングについて、精神の部会のチームとして、アンケート実施するなど、かなり濃密な活動をされてきました。あとは事例・ケースを抽出し、実際に支援に載せていくという段階にきているということです、是非実現していただきたい。

就労部会について、本年度改めて企業訪問を止められるというのは良いと思う。語弊がある言い方かもしれませんが、企業訪問の難しさというのは、すごく感じています。一度失敗するとその企業にもう一回協力いただくのは困難です。ここはしっかり検討を重ね、どのようなアプローチをするのが良いのか、何が課題としてどのように改善が必要なのか、去年の報告等をもとに議論していただきたい。

（会長）

相談部会での様子や相談支援の中で思うことなどありましたら。

(委員)

相談部会や協働体制の中で事例検討していることなどを、お話をさせていただきます。

まず、社会資源について、最近グループホームは市内でもいくつか空きがある状態です。しかし支援力のことを考えると、当事者家族にとって不安に感じるケースや、やってみただけでも合わなかったという場合もあります。空きがあれば良いという訳ではないというのが正直なところですよ。

あと、伊賀市はB型が多いが生活介護が少ない。子どもがだんだん成長して行って、重心の方などを受け入れる場所が少ないという点は伊賀市の課題だと感じています。

そして、年齢が上がってくると、介護保険への移行がほほうまくスムーズに行かない場合もあります。これはやはり、利用料がかかってくるなどの課題もあり、介護保険サービスの事業所へうまくケースの移行ができない。受け手がないというところが実際にはあります。

当事者家族の年齢が上がってくると今後のことをどう考えて行こうかということとは、永遠の課題であります。その中でよくあるのはお金のこと。知らない間に債務があるとか、年金、障害者年金だけではやっぱり生活ができないという具合で、切羽詰まった方も何人かおられて、文化的な生活が本当にできているのか疑問を感じることも。グループホームに入ったらおしまいでもない。生活意欲等が下がる方もおられるので、そこは課題かなというふうに感じております。

(委員)

知的障がいの方で、主治医をもっていない方が散見する。精神や身体の方は、主治医をもっておられる方が多いのですが、知的で元気な方は、なかなか今からかかるのってというのが難しいこともあるようです。上野病院という大きい病院もあるのですが、そこも初診に繋がらないという利用者さんもおられます。

20歳までは、こどものところで診ていただけだが、それ以降、精神科に定期的にかかることが難しく、医療へどのようにつないでいけばよいか、どこに相談すればいいのかわからないことがあります。

(会長)

ご意見、ありがとうございました。

他にないようでしたら、議事を進めさせていただきます。

それでは、事項書2「第6期伊賀市障がい福祉計画実績報告について」ならびに「第7期伊賀市障がい福祉計画事業計画について」「伊賀市地域生活支援拠点整備状況について」事務局から説明をお願いします。

- 2 第6期障がい福祉計画の実績報告について【資料4】
- 第7期障がい福祉計画の事業計画について【資料5】
- 伊賀市地域生活支援拠点整備状況について【資料6】

～事務局より一括説明～

※（事務局）

・伊賀市の計画の体系について

障害者基本法に基づき、伊賀市の障がい者のための施策に関する基本的な計画として「伊賀市障がい者福祉計画」を策定しており、現在の「第4次計画」の期間は令和3年から令和8年までの6か年計画である。この「障がい者福祉計画」と相互補完的な役割を持つ計画として、今後、伊賀市が進めていく障害福祉サービスに係る給付や相談支援、地域生活支援事業の方向性や目標、その効果を測る数値目標を定める計画として、「伊賀市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定している。これは3か年計画で、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度まで、そして新たに策定した「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度まで。

・第7期計画の新設項目

「強度行動障害を有する者に関する支援体制を整備」を新設し。現状伊賀市では受入可能な事業所がないため、先進地の視察等情報を集め体制整備を目指す。

「基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化」について、具体的な数値目標を設定し取り組みを進める。

・伊賀市地域生活支援拠点整備状況について

令和5年度拠点としての緊急対応は1件。他にも拠点利用を検討したけれど利用につながらなかったケースや、今後利用が見込まれるケースなどはある。今後も拠点利用に関わる事案は見込まれるため、充実について取り組む。

（会長）

それでは、ご質問、ご意見等があればお願いします。

（委員）

【資料5】「7期計画」のそれぞれの項目について、令和6年～8年と設定し、目標値で数値が入っているのは具体的によくわかるが、1ページ一番下「強度行動障害を有する者に関する支援体制を整備」の目標値が「体制整備」となっていて、3年間かかってどのような体制を整備をしていくのか。3ページの左側、「インクルージョン推進体制の構築」という目標値も「体制構築」となっているので、もう少し具体的な説明をいただきたい。

（事務局）

まず、「強度行動障害」について、「体制整備」というところを目標にしております。具体的にはどうするかということは、この3年間でしっかりと検討して進めていきたいというふうに思っております。まだ具体的なこと決まっていない中で、数値目標というのが立てられていないという状況であります。

「インクルージョン推進体制の構築」については、国の児童発達支援センター強化事業が打ち出されていまして、それを実施していくという方向で進めています。これも、「体制構築」ということで、具体的な数値目標ではないのですが、その取り組みを進める、そして、3年間で定着させて行こうということで取り組んで行っております。

(会長)

「体制構築」ということに関して、先ほどの説明では「強度行動障害」に関して、先進的取り組みということで、奈良県の方を訪問されるとかというようなことがありました。将来的に、伊賀市で支援できるような体制にしていくために、いつまでにどう進めるかというところをもう少し明確化にした方がよいと思います。

(副会長)

「強度行動障害」に関する取り組みについて、令和6年は受入視察で良いかと思うが、令和7年の取組にはもう少し具体的なものを示していただきたい。

同じページに「入所施設」の目標があります。入所を減らしていくことは必要ですが、一定ここしか居られない方とか、ここが必ず必要な方とかもいらっしゃるかと思います。特定相談支援員や家族等、関わる人が本人の特性をしっかりと見て、その方に対して本当に必要なのか。支援の入口と出口というものを、改めてしっかりと見ていかなければ、その年はたまたま削減できましたというのでは根本的な解決ではない。定義的なものも必要ではないかと思います。

地域生活支援拠点について、拠点对応が1件ということで、良かったなと思っています。ただ、最近熱中症の方等の事例をいくつか聞く中で、もっと拠点が活用できると良いのかと思っています。登録事業所も増えてきている中で、対応が1件ということは、まだ周知の面等色々課題とかもあるのかと思うので、今後活用に向けての課題や方向性等ありましたら教えていただきたい。

(事務局)

基幹相談支援員として今後取り組みたいと考えているのは、今まで基幹のみで受けていた生活支援拠点の相談を、相談支援事業所の協働体制の4事業所にも受けていただき広げていこうということです。伊賀市の場合は、事前登録という建前になっておりますが、実際、今までも利用された方は、事前ではなく、必要に応じての登録という形になっております。これは何故かとういこと、まだ対象者をどうするかとか、どのような形で登録者をピックアップして、どう支援していくかというところが、実際、裾野は広がったが、具体的にまだ決まっていないからです。今後各市の状況も鑑みて、伊賀市としてどうするか考えて行こうと思っています。

また、以前から緊急時の対応は放っておくわけではなく、生活支援拠点という名称ではなくとも、何らかの形で支援をしていました。地域生活拠点として整備されたことのポイントとしては、緊急性もさることながら、緊急になる前の支援をどうしていくのかという部分です。例えば、体験等メニューがあります。事前に協働体制の特定

相談支援員と話し合いながら、ピックアップした人を平時から、緊急になる前に、色々考えて行くという支援体制を平行して行っていかなければならないと考えています。「親亡き後」と言われていますけども、亡くなった親は亡くなってしまっています。辛い言い方ですが、残された障がい者の方は、一遍して生活の状況が変わります。そうなり得る可能性が高い対象の家族には、それを想定して普段からグループホームの体験をして気に入っていただいたらショートステイから入る等、事前に親御さんから離れてグループホームを利用していく。緊急時の対応がメインみたいな形になっていますが、本来はそこに至るプロセスをしっかりとっていくというところが大事かと思っております。

県下の事業所、生活拠点の登録をされたところは、松阪であろうが四日市であろうが、伊賀からも使えます。しかし、顔の見えない利用者さんを、緊急時だからといって他市の事業所が受けるのは難しい。その状況を考えると、協働体制で、基幹だけでなく裾野が広がったというのは、相談レベルでも他市の事業所と顔が見える状況になっているので、個人的にはとても良かったと思っておりますが、それを有効活用できるようなシステム化を考えていきたいと思っております。

(副会長)

緊急対応だけでなく、親亡き後も、障がいのある子が生きていけるということが大事であると教えていただき、とても納得ができました。

(会長)

議事を進めます。

事項書3「第4次伊賀市障がい者福祉計画の令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画について」、事務局より説明をお願いします。

- 3 第4次伊賀市障がい者福祉計画の令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画について【資料7】
～事務局より一括説明～

※(事務局)

- ・計画全体の実績まとめについて【資料7-1】
全121の計画の達成率と前年度比を示している。D評価の増加についてはそれぞれの事業で分析が必要であり統一した見解は示すことができないが、E評価についてはコロナ禍で未実施の事業がなくなったため0となった。
- ・令和5年度実績と令和6年度計画について【資料7-2】
抜粋で報告。事業中、集計方法の変更や業務の移管などにより実績値及び目標値に変呼応があるものについては、備考欄に理由を記載している。

(会長)

「第4次伊賀市障がい者福祉計画」は障害者基本法の方の計画ということになるの

で、障害福祉サービスだけではなくバリアフリーや文化、スポーツも含めた障害者施策について、評価等も含めて取り組んでいるところです。

細かいとことはありますが、目を通して、気になった点やご質問等があれば事務局へしていただければと思います。

それでは、事項書4 その他の項に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局)

・ガイドヘルパー養成研修要綱策定にかかる要望の件について

これまでの経緯を含めてご説明いたします。まず、ガイドヘルパーとは、障がいのある人の社会参加のための移動支援、外出をお手伝いする資格を持った人のことです。コロナ禍が明けて外出の機会が徐々に増えてくることにより、今後、ニーズも増えてくると予想されます。それに対応するためにも、人材の確保がさらに求められるところです。

このことについて、令和4年度の自立支援協議会において、ヘルパー不足、福祉人材確保につながる、身体介護が伴わない知的障がいのある人等のガイドヘルパー養成研修を開催するための要綱制定についてのご意見をいただきました。

このことについては当協議会の前会長より、伊賀市だけでなく三重県内の人材不足を解消し、県内で活躍できる体制を作ることができるため、三重県へ要望してはどうかというご意見をいただいております。(ここまでが、これまでの経緯です)

そして、令和5年度の圏域会議において、福祉人材の確保という大きな課題解決についての施策であるため、県で要綱を作っていないかと議題にあげさせていただきました。しかし令和5年度末の会議で県からは「地域の実情を飛び越えて県で要綱策定ということは考えていない」という返答がありました。伊賀圏域内においても名張市と伊賀市でのニーズは異なることから、それぞれの市において地域の特性、個々の利用者ニーズに応じて対応をしていくこととしました。

伊賀市としては、当事者や事業所のニーズ等について再度把握した上で検討していこうと考えております。今後の動きについて、委員の皆様からもご意見を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

・日中サービス支援型グループホームについて【その他資料①】

今年3月に伊賀市で2件目の日中サービス支援型グループホーム(西明寺・ソーシャルインクルーホーム伊賀西明寺)が開所しました。(1件目 R5.5月～:佐那具・アポロン)(資料の表面は関係規定、裏面は日中サービス支援型 GH とそれをとりまく体系を図示)障害者総合支援法に基づく基準省令にて、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該グループホームの事業者は、この協議会において事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとされています。今後は、伊賀市内の2件の日中サービス支援型グループホームについて、少なくとも年に1回以上、この協議会(伊賀市においては第2回の自立支援協議会)

にて事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞かせていただくこととなりますので、ご承知おきください。なお、委員の皆様からいただいたご意見等は、事業者への通知とともに、三重県へ報告することになっています。

・伊賀市の取組みについて（ストマ装具基準額の改定）

障がい福祉課として取り組んだ事業を紹介させていただきます。

在宅の重度障がい児(者)または難病患者に対し、日常生活がより円滑に行えるように福祉用具等を給付する「日常生活用具給付事業」(市の地域生活支援事業で実施)においては、給付の8割以上をストマ装具(人工肛門、人工膀胱から排出された排泄物や分泌物をためる専用装具)が占めています。膀胱・直腸機能に障がいのある人にとって、ストマ装具は日常生活に必要不可欠であり、要綱で定める月額給付単価を超えて購入している人も多かった、また昨今の物価高騰の影響で商品の値上げもある状況から、令和6年4月から月額給付単価を増額しました。広報やHPでも周知しております。

・障がい者福祉施設の民営化について

指定管理制度で管理運営していた障がい者福祉施設、きらめき工房いが、きらめき工房あおやま、阿山ホームかざぐるまについて、公共施設最適化計画に基づき、令和6年4月から民営化となりました。これまで3施設の指定管理者として、社会福祉法人洗心福祉会が施設を管理運営しており、引き続き同法人が事業運営することとなりましたのでご報告します。洗心福祉会はこれまでも指定管理者としてこの3施設を運営していただいております、特に民営化によって形態等が変わるということはありません。

(会長)

その他、委員のみなさまからご意見などありますでしょうか。

それでは、本日の事項が全て終了させていただきました。長時間に渡りましたが、貴重なご意見等もいただきました。また、この意見を今後の施策の方に活かしていただきたいと思います。時間の都合上、質問時間を作れなかった部分がありましたが、また、事務局の方にご連絡の方をいただければ、そちらの方も共有させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、協議会の方、これにて終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。